



熊本県公報

号外 第17号
令和8年(2026年)
3月25日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則	(財政課) 1
○知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則	(県政情報文書課) 1
○熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(障がい者支援課) 2
○熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(") 3
○熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 3

規 則

熊本県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第3号

熊本県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則
熊本県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年熊本県規則第33号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）
- 熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年熊本県規則第67号）の一部を次のように改正する。
別表第1熊本県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年熊本県規則第33号）の項を削る。
（熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧公益信託（同項に規定する旧公益信託をいう。）に係るその受託者が備え付けなければならない書類及び帳簿の熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年熊本県条例第72号）第3条第1項に定める保存については、この規則による改正後の熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第4号

知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則
知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則（令和5年熊本県規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第15号様式及び別記第23号様式中「又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」及び「(個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第5号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則(平成21年熊本県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第19項」を「次条第15項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「別表第2の3の項」を「別表第2の2の項」に改め、同項を同条第2の項とし、同条第4項中「別表第2の4の項」を「別表第2の3の項」に改め、同項を同条第3の項とし、同条第5項中「別表第2の5の項」を「別表第2の4の項」に改め、同項を同条第4の項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「別表第2の7の項」を「別表第2の6の項」に改め、同項を同条第5の項とし、同条第8項中「別表第2の8の項」を「別表第2の7の項」に改め、同項を同条第6の項とし、同条第9項中「別表第2の9の項」を「別表第2の8の項」に改め、同項を同条第7の項とし、同条第10項中「別表第2の10の項」を「別表第2の9の項」に改め、同項を同条第8の項とし、同条第11項中「別表第2の11の項」を「別表第2の10の項」に改め、同項を同条第9の項とし、同条第12項中「別表第2の12の項」を「別表第2の11の項」に改め、同項を同条第10の項とし、同条第13項中「別表第2の13の項」を「別表第2の12の項」に改め、同項を同条第11の項とし、同条第14項中「別表第2の14の項」を「別表第2の13の項」に改め、同項を同条第12の項とし、同条第15項中「別表第2の15の項」を「別表第2の14の項」に改め、同項を同条第13の項とし、同条第16項中「別表第2の16の項」を「別表第2の15の項」に改め、同項を同条第14の項とし、同条第17項中「別表第2の17の項」を「別表第2の16の項」に改め、同項を同条第15の項とし、同条第18項中「別表第2の18の項」を「別表第2の17の項」に改め、同項を同条第16の項とし、同条第19項中「別表第2の19の項」を「別表第2の18の項」に改め、同項を同条第17の項とする。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(平成18年熊本県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の申請等」を「を受けた旨の標示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3条を削る。

第4条の見出しを「(再開等の届出)」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「別記第4号様式」を「別記第1号様式」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項を同条第2項とし、同条を第3条とする。

第5条中「別記第5号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

別記第4号様式中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第5号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第7号

熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成19年熊本県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の申請等」を「を受けた旨の標示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第2条の2及び第3条を削る。

第4条中「別記第3号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別記様式第1号様式から別記第2号様式までを削る。

別記第3号様式中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第4号様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第8号

熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（令和4年熊本県規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則
第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第4条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同項第1号中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改め、同条第2項中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改め、「第49条第1項」を「第76条の25第1項」に改め、同条第3項中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改め、同項第2号及び第5号中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改める。

第5条の見出し中「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に、同条第1号中「第50条の除却」を「第76条の28の除却等」に、同条第4号中「その他」を「許可申請の理由書その他」に改める。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。